

株主各位

長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14

株式会社 **高見澤**

代表取締役社長 高見澤 秀茂

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない状況に鑑み、株主様におかれましては健康状態にかかわらず、株主総会へのご出席を見合わせていただき、書面による事前の議決権行使を強くご推奨申しあげます。また、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりますお土産は、本年も昨年に引き続き取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年9月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14
高見澤ダイヤモンドビル 5階会議室 |
| 3. 目的事項
報 告 事 項 | <ol style="list-style-type: none">第72期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件第72期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）
計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 会計監査人2名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kk-takamisawa.co.jp/ir/>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出や設備投資が一部持ち直し、また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種普及により、経済正常化の兆しが見られるようになりましたが、一方で円安が急激に進行し、原油、原材料等の価格高騰やウクライナを巡る地政学的なリスクの高まりも懸念され、依然として先行きについては不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中にあって、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高63,367百万円（前連結会計年度63,270百万円）、営業利益1,088百万円（前連結会計年度1,453百万円）、経常利益1,317百万円（前連結会計年度1,695百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益621百万円（前連結会計年度1,014百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(建設関連事業)

災害復旧工事現場や国土強靭化に向けた対策工事現場及び複数の大型開発造成現場などへのコンクリート製品納入は順調に推移したものの、一般土木工事案件や建築案件が少なく、その他の建設資材は低調な推移となり減益となりました。

この結果、建設関連事業の売上高は8,681百万円（前連結会計年度12,511百万円）、営業利益は151百万円（前連結会計年度545百万円）となりました。

(電設資材事業)

設備投資案件の回復がみられる中、調達部品不足の影響から先行受注が増加し、売上は順調に推移しました。また、仕入コストは上昇したものの利幅確保に取組み増益となりました。

この結果、電設資材事業の売上高は31,531百万円（前連結会計年度28,517百万円）、営業利益は797百万円（前連結会計年度525百万円）となりました。

(カーライフ関連事業)

石油部門では、油価の高騰により売上は増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による販売数量減少と利幅縮小により減益となりました。オート部門では、車検及び中古車販売は順調に推移したものの、半導体不足による新車の納車遅延により減益となりました。

この結果、カーライフ関連事業の売上高は16,182百万円（前連結会計年度14,157百万円）、営業利益は205百万円（前連結会計年度241百万円）となりました。

(住宅・生活関連事業)

農産物部門では、きのこ培地の販売は順調に推移したものの、為替変動による原材料費高騰で減益となりました。不動産部門では、ウッドショックによる原材料不足により建売分譲物件の完成に遅延が生じ取扱いが減少したことに加え、材料費高騰により減益となりました。また、飲食料品部門では、家庭内消費が引き続き堅調であったことに加え、主力商品のコンビニエンスストア向け販売が増加したことから増益となりました。

この結果、住宅・生活関連事業の売上高は6,971百万円（前連結会計年度8,083百万円）、営業利益は250百万円（前連結会計年度401百万円）となりました。

セグメント別売上高

(単位：百万円)

期 別	第71期（前連結会計年度） 2021年6月期		第72期（当連結会計年度） 2022年6月期		前連結会計年度比 増 減
	金額	構成比 %	金額	構成比 %	
セグメント別					
建 設 関 連	12,511	19.8	8,681	13.7	△30.6
電 設 資 材	28,517	45.0	31,531	49.8	10.6
カーライフ関連	14,157	22.4	16,182	25.5	14.3
住 宅・生 活 関 連	8,083	12.8	6,971	11.0	△13.8
合 計	63,270	100.0	63,367	100.0	0.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は841百万円で、その主なものは次のとおりです。

・当連結会計年度中に取得した主要設備

建設関連事業	当社コンクリート事業部	橋形クレーン購入
電設資材事業	昭和電機産業株式会社	佐久営業所土地購入
カーライフ関連	当社石油・オート事業部	カーセブン中野店新築

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 重要な組織再編等の状況

- ① 当社は、2021年7月1日付を効力発生日として、当社の完全子会社である上燃株式会社と吸収合併を行い、同社が営んでおりました石油製品販売事業等に関する全ての権利義務を承継いたしました。
- ② 当社の子会社である昭和電機産業株式会社は、2021年9月30日付で岐阜電材株式会社の株式を取得し、完全子会社としました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第69期 2019年6月期	第70期 2020年6月期	第71期 2021年6月期	第72期(当連結会計年度) 2022年6月期
売上高(百万円)	64,322	62,519	63,270	63,367
経常利益(百万円)	1,029	1,376	1,695	1,317
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	624	814	1,014	621
1株当たり当期純利益(円)	371.43	484.46	603.79	370.04
総資産(百万円)	34,021	33,338	33,382	33,958
純資産(百万円)	9,860	10,601	11,661	12,286
1株当たり純資産(円)	5,680.40	6,132.93	6,746.81	7,107.72

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
昭和電機産業株式会社	750百万円	99.6%	電設資材・産業機器の販売
信州電機産業株式会社	40	(100.0)	電設資材・産業機器の販売
岐阜電材株式会社	10	(100.0)	電設資材・産業機器の販売
直江津臨港生コン株式会社	50	74.0	生コンクリートの販売
オギワラ精機株式会社	10	82.5	農業用機械製造販売
株式会社アグリトライ	44	52.3	建築工事
株式会社ナガトク	10	95.0	漬物類・土産品の販売
株式会社セイブ	10	99.5	土地・住宅販売
株式会社スマイルハウス	20	(100.0)	土木建築工事の設計
溜博高見澤混凝土有限公司	3,200万元	64.6	生コンクリートの製造販売

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は間接保有を含めた所有割合であります。
2. 上燃株式会社につきましては、2021年7月1日付で当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。
3. 岐阜電材株式会社は株式の取得により子会社となったため、2022年6月20日をみなし取得日として連結の範囲に含めております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、営業力を強化しコスト削減等を図ると共に、新分野へ進出し、より強い経営体質へ向け改善を図ってまいりました。

今後、以下の重点施策を実施していきたいと考えております。

① 新しい付加価値創造の事業構築

市場縮小する地方経済の中で、生き残りをかけた社会に必要とされる、縦横両方で事業展開する。

② DXを推進し、効率化と人員の再配置

「見える化」によって、業務改革を通じ、変化に対応できる社員の養成を図り人事制度改革を推進し、組織の活性化を図る。

③ 中間管理者層の充実

全社的な研修を行い、変化する人材に対応できる管理者層を育成し、社員にとって働きがいのある会社にしてゆく。

そして、これからもお客様から選ばれる企業になると共に、将来にわたり持続的な成長を遂げていくため、高い倫理観を持ってコンプライアンス経営を重視し、安定した収益を創出できる企業グループとして、更なる成長発展を目指して、経営基盤の充実と業績の向上に努めてまいります。また、経営環境の変化により、リスクも多様化、高度化していることから、内部統制を強化し、法令順守の徹底を図り、経営リスクを最小化してまいります。

(6) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

当社グループは、多業種にわたり事業展開を行っており、事業の種類別のセグメントは以下のとおりです。

セグメント区分	主要な事業内容	会社
建設関連事業	コンクリート二次製品、生コンクリート・砂利・砂の製造販売 セメント他建設資材の販売 土木建築の請負、建築工事 貨物自動車運送	株式会社高見澤 直江津臨港生コン株式会社 溜博高見澤混凝土有限公司 山東建澤混凝土有限公司
電設資材事業	電設資材、産業機器、 空調システム等の販売	昭和電機産業株式会社 信州電機産業株式会社 岐阜電材株式会社
カーライフ関連事業	石油製品の販売 自動車の販売・整備・賃貸 損害保険代理業務	株式会社高見澤
住宅・生活関連事業	不動産売買・媒介及び管理 一般廃棄物、産業廃棄物の処理 処分とその収集運搬事業 青果物の販売、肥料の販売 食品加工品の製造販売 ゴルフ練習場の経営 ゴルフ用品の買取、販売 農業用機械の製造販売 ミネラルウォーターの製造販売 ケーブルテレビ局経営 チーズ類の加工及び菓子類の製造販売 発電事業及び電気の供給・販売 に関する事業 漬物類・土産品の販売	株式会社高見澤 オギワラ精機株式会社 株式会社アグリトライ テレビ北信ケーブルビジョン株式会社 株式会社ナガトク 株式会社セイブ 株式会社スマイルハウス

(注) 1. 山東建澤混凝土有限公司は持分法適用関連会社であります。

2. テレビ北信ケーブルビジョン株式会社は持分法非適用関連会社であります。

(7) 主要な事業所 (2022年6月30日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14
特 産 事 業 部	長野県中野市
建 設 事 業 部	長野県長野市、中野市、上高井郡小布施町、愛知県名古屋市
生 コ ン 事 業 部	長野県長野市、上田市
石 油 ・ オ ー ト 事 業 部	長野県長野市、松本市、中野市、須坂市、上田市、東御市、小諸市、佐久市
コ ン ク リ ト 事 業 部	長野県上高井郡小布施町、中野市、上田市、松本市、上伊那郡宮田村、茅野市、埼玉県上尾市
上 越 支 店	新潟県上越市
中 国 事 業 部	長野県長野市
環 境 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業 部	長野県上田市
ボトルウォーター事業部	長野県下高井郡山ノ内町、松本市、上田市、新潟県新潟市
ラクティライフ事業部	長野県小諸市
不 動 产 事 業 部	長野県長野市
営 業 開 発 事 業 部	長野県長野市

② 子会社

昭和電機産業株式会社	長野県長野市、上田市、佐久市、松本市、飯田市、諏訪市、伊那市、東御市、山梨県甲府市、新潟県上越市、長岡市、新潟市、南魚沼市、柏崎市、三条市、岐阜県中津川市、東京都千代田区、国立市、神奈川県相模原市
信州電機産業株式会社	長野県松本市、長野市
岐阜電材株式会社	岐阜県岐阜市
直江津臨港生コン株式会社	新潟県上越市
オギワラ精機株式会社	長野県中野市
株式会社アグリトライ	長野県長野市、安曇野市
株式会社ナガトク	長野県長野市
株式会社セイブ	長野県松本市
株式会社スマイルハウス	長野県松本市
淄博高見澤混凝土有限公司	中国山東省淄博市

(8) 従業員の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設関連事業	244名	7名減
電設資材事業	367名	16名増
カーライフ関連事業	216名	5名減
住宅・生活関連事業	144名	1名増
全社（共通）	17名	1名減
合 計	988名	4名増

- (注) 1. 従業員数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含んでおりません。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
519（245）名	126名増（97名増）	41.4歳	10.0年

- (注) 1. 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者（3名）を除く。）であり、臨時雇用者数は、当事業年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 2. 従業員数が前事業年度末と比べ126名増加しておりますが、2021年7月1日付で子会社の上燃株式会社を吸収合併したことによるものであります。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社八十二銀行	6,653百万円
長野県信用組合	759
株式会社商工組合中央金庫	656

(10) その他株式に関する重要な事項

当社は東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場に上場しておりましたが、2022年4月4日付けの東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、同日以降の上場金融商品取引所名は、東京証券取引所スタンダード市場となっております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年6月30日現在)

- | | |
|---------------|------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 3,783,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,758,400株 |
| ③ 株主数 | 1,142名 (前期末比1名増) |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
高見澤秀茂	197千株	11.73%
高見澤尊昭	135	8.03
株式会社八十二銀行	83	4.95
株式会社夢葉	80	4.76
内藤征吾	52	3.12
高見澤雅人	52	3.10
長野県信用組合	50	2.97
高見澤吉晴	40	2.41
高見澤洋	35	2.09
昭和商事株式会社	27	1.63

- (注) 1. 当社は自己株式77,494株を所有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2022年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高見澤 秀 茂	オギワラ精機㈱ 代表取締役会長 直江津臨港生コン㈱ 代表取締役社長 ㈱アグリトライ 代表取締役会長 テレビ北信ケーブルビジョン㈱ 代表取締役社長 ㈱ナガトク 代表取締役社長 ㈱セイブ 代表取締役社長 ㈱スマイルハウス 代表取締役社長
専務取締役	赤沼 好 宏	営業本部長 建設事業部、生コン事業部担当
専務取締役	高見澤 雅 人	経営企画室長 特産事業部、不動産事業部担当
常務取締役	佐 藤 倫 正	営業副本部長 コンクリート事業部、環境エンジニアリング事業部担当
常務取締役	原 山 稔 明	営業副本部長 石油・オート事業部担当
常務取締役	米 山 剛	海外事業本部長 中国事業部長、上越支店長
常務取締役	久 保 輝 明	管理本部長
取 締 役	小 林 茂 勝	営業推進部長 営業開発事業部長、ボトルウォーター事業部、ラクティライフ事業部担当
取 締 役	千 野 已 明	総務部長
取 締 役	高見澤 尊 昭	㈱アグリトライ 代表取締役社長
取 締 役	松 峯 信 夫	昭和電機産業㈱ 代表取締役社長
取 締 役	松 本 清	長野運送㈱ 代表取締役社長 善光寺白馬電鉄㈱ 代表取締役社長 上田運送㈱ 代表取締役社長 ㈱リンクギョー 代表取締役社長
常勤監査役	大 井 文 成	
監 査 役	鶴 澤 裕	㈱守谷商会 社外監査役 税理士法人TOKIZAWA&PARTNERS 代表社員
監 査 役	金 子 肇	金子法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役松本清氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役鶴澤裕氏及び監査役金子肇氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役鶴澤裕氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
 4. 当社は、取締役松本清氏並びに監査役鶴澤裕氏及び監査役金子肇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社のすべての取締役及び監査役であり、保険料は会社負担しております。被保険者は保険料を負担しておりません。

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な基準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、経済情勢、経営環境、市場水準及び従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し、原則として毎月定額の固定給を支払う基本報酬と、在任中の労に報いるために退職後に支払う退職慰労金のみとする。

c. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等は、取締役会において報酬支給案を協議の上、取締役会決議に基づき一任された代表取締役高見澤秀茂が取締役個人別の報酬額を決定する。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (1名)	252百万円 (3百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	18百万円 (4百万円)
合計 (うち社外役員)	13名 (3名)	271百万円 (7百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 役員報酬等の限度額は、1992年9月28日開催の第42期定時株主総会において、取締役報酬額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は20名以内とする。当該定時株主総会終結時点の取締役は12名。うち2名は無報酬。）、また監査役報酬額を年額20百万円以内（定款で定める監査役の員数は4名以内とする。当該定時株主総会終結時点の監査役は3名。）と決議されています。
3. 上記の支給額には、以下の当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
- ・取締役10名に対し 10百万円（うち社外取締役 1名に対し 0百万円）
 - ・監査役 3名に対し 0百万円（うち社外監査役 2名に対し 0百万円）
4. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役2名を除いております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役松本清氏は、長野運送株式会社、善光寺白馬電鉄株式会社、上田運送株式会社及び株式会社リンギョーの代表取締役社長であります。当社とこれらの会社との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役鶴澤裕氏は、株式会社守谷商会の社外監査役及び税理士法人TOKIZAWA&PARTNERSの代表社員であります。株式会社守谷商会と当社の間には建設資材の納入等の取引関係があります。当社と税理士法人TOKIZAWA&PARTNERSとの間で顧問契約を締結しております。
 - ・監査役金子肇氏は、金子法律事務所の所長であります。当社は金子法律事務所との間で顧問契約を締結しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 松本 清		当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に経営者の見地から、積極的に意見を述べており、特に設備投資案件については、経営者の立場から監督、助言等を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 鶴澤 裕		当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会6回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。
社外監査役 金子 肇		当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会6回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称及び氏名

ながの公認会計士共同事務所

公認会計士 宮坂直慶

同 奥石直人

② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社と会計監査との間の監査契約において、契約の相手方が会計監査人両氏が所属するながの公認会計士共同事務所であるため、各会計監査人の報酬の額を区分することができず、当事業年度に係る報酬等の額には、両氏に支払う合計額を記載しております。
3. 監査役会は、当社と会計監査との間の監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議したことは次のとおりであります。

① 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社グループは、企業が存続するために必要不可欠な法令遵守を認識し、全ての役員が公正で高い倫理観に基づき行動することを徹底することとする。
- ・ 取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監視・監督する。
- ・ 取締役会は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、外部機関と積極的に連携をとり、反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。
- ・ 代表取締役社長は、法令、定款、その他社内規程に従い、会社の業務執行の決定をし、取締役会決議、その他社内規程等に従い職務を執行する。
- ・ 取締役は、法令、定款、取締役会決議、その他社内規程等に従い、当社の業務を執行するとともに、会社の業務執行状況を取締役会規程に従い取締役会に報告する。
- ・ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役会規程及び監査役の監査基準に従い、取締役の職務執行について監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る情報については文書管理規程に基づき、適切かつ確実に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも取締役会決議事項の情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 全社横断的なリスク管理体制を構築する。
- ・ 各部門においては、法令及び関係規則に基づいたマニュアルやガイドラインを遵守し適切な対応を速やかに行うこととする。
- ・ 不測の事態が生じた場合においては、「リスクマネジメント体制」により設置された対策本部がかかる任に当たり、対応を協議しながら迅速に対応する。
- ・ 当社及び当社子会社の連携により、当社グループ全体のリスク管理を行なう。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 企業理念の具現化に向け、全員参加の経営を基本とし、中長期の基本経営計画書及び単年度事業計画書を立案し、全社的な目標を設定する。また、毎月の経営戦略会議において具体的改善策とその施策を実施する。
- ・ 取締役の職務執行については、組織規程、職務及び業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれ詳細に定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

- ⑤ **使用者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- ・ 従業員は、法令、定款はもとより、当社の経営理念に基づき、社内規程及び組織規程、職務及び業務分掌規程に則り行動する。
 - ・ 内部監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を経営層及び監査役に適宜報告する。
- ⑥ **当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・ 子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、担当取締役が統括管理する。
 - ・ 担当取締役は、子会社経営層と連携し管理の状態を定期的に取締役会に報告することとし、代表取締役は、子会社との各種連絡会・協議会を設置し、情報交換・危機管理の統一等経営の効率化を確保する。
 - ・ 子会社は、内部監査室の定期的な監査対象とし、監査の結果を経営層及び監査役に適宜報告する。
- ⑦ **監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を必要と求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
 - ・ 指名された使用人の指揮権は、取締役からの独立性を確保する。
- ⑧ **当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われるこ^トを確保するための体制**
- ・ 当社グループの取締役及び使用人は当社の業績又は業績に与える重要事項について監査役に都度報告するものとし、職務の執行に関する不法行為や重要な法令違反、定款違反行為の事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。
 - ・ 前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
 - ・ その報告を行った当社グループの取締役及び使用人が当該報告を行つたことを理由として不利益な扱いを受けることを禁止し、その旨の周知徹底を図る。
 - ・ 監査役は、独立性と権限により、会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、緊密な連携をとりながら監査の実効性を確保する。
 - ・ 監査役が職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行つた場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる時を除き、会社は速やかに支払うものとする。
- ⑨ **財務報告の適正性を確保するための体制**
- ・ 当社は金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、「内部統制規程」を定め、財務報告に係る内部統制の評価と有効性の判断を行い、適切に運用されているか確認する。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役会は、取締役12名（うち社外取締役1名）で構成され、毎月1回以上の定例取締役会を開催し経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項について協議・決定をするとともに業務執行状況を監督しております。また、グループ会社の取締役会においても全てのグループ会社に対して当社の役員が派遣されており、取締役会に出席して意見を述べるなど、グループ全体の経営に関与しております。

反社会的勢力排除に向けた取り組みとしては、公益財団法人長野県暴力追放県民センターに加入し、定期的に行われる情報交換会及び研修会に参加しております。また、所轄官庁など外部機関と連携しております。

内部監査の組織として「内部監査室」（専任3名）を設置し、業務活動全般に關し、その計画・手続の妥当性や業務実施の有効性の確認を行っております。また、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、「内部統制規程」に基づき評価を行っております。子会社においても定期的に監査を実施し、監査の結果を取締役会及び監査役に報告しております。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、2名の社外監査役はそれぞれ高い専門性を有しております。

監査役は、策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務・財産の状況の調査等を通じ、取締役及び業務全般の執行に対し厳正な監視を行っています。また、会計監査人、内部監査室との情報交換を行い、監査の実効性を確認しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えてています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をするために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

② 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1951年に地元特産物の商いを目的に起業し、以来70年に亘って貨物運送・土木工事業、生コン製造販売事業、石油製品小売事業、車両販売修理事業、コンクリート二次製品製造販売事業、産業廃棄物収集運搬事業、ミネラルウォーター製造販売事業、ナチュラルチーズ加工販売事業等、更なる業績の向上に向けて事業展開を図っております。また、関連子会社では、電設資材販売事業（昭和電機産業株式会社、信州電機産業株式会社、岐阜電材株式会社）、生コン製造販売事業（中国山東省で淄博高見澤混擬土有限公司等合弁2社3工場）、農業機械製造販売事業（オギワラ精機株式会社）、住宅リフォーム事業（株式会社アグリトライ）、漬物卸販売事業（株式会社ナガトク）、また近年には不動産事業を営む株式会社セイブやガソリンスタンド事業の上燃株式会社（現・当社に吸収合併）等の株式取得を実施し、業容の拡大を図っております。

当社グループの企業価値の源泉は、地域密着型企業として地域の皆様に約半世紀以上に亘りお届けしている多種多様な製品とサービスにより築き上げられたブランド力と信頼関係にあると考えております。

また、環境保全への関心が高まっている中、当社グループにおいても自然環境の保護、循環型社会への実現を目指し、環境に配慮し循環資源を利用したリサイクル製品の開発を行ってまいりました。現在長野県の「信州リサイクル認定製品」として多くの当社製品群が認定されております。

環境問題が日本だけでなく地球規模で議論されている中、当社は上記のとおり約半世紀に亘り蓄積された当社の開発技術力をノウハウとし、多種多様な基礎技術や製品を融合することにより、環境配慮型のオリジナル製品の開発をするなどして当社のブランド力及びステークホルダーとの信頼関係を構築してまいりました。今後も当社のブランド力を活かし、更に経済的で高機能な製品の開発に取り組んでまいります。そして当社の将来展望に立ち、時代と社会の要請に応え得る新しい事業の開発を今後も模索し、事業化することで地域社会の皆様に貢献してまいります。

このように、時代のニーズをいち早くキャッチし、それに応え得るべく技術開発を進め、事業化することにより顧客と当社グループには企業価値の源泉である厚い信頼関係が生まれてくるものと確信しております。

当社グループはこのような当社グループの企業価値の源泉を今後も継続し、更に発展させ、地域社会における社会的責任を高めることが、当社グループの企業価値・株主共同利益の確保・向上につながるものと考えております。これらの取組みは、前述の基本方針の実現に資するものと考えております。

③ **基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

買付者から当社株式に対する大規模買付け提案があった場合において、当社の株主の皆様が、当社の経営資源その他企業価値を構成する多様な要素を十分に把握した上で、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。そこで当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付け等がなされた場合、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、または当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や期間を確保したり、買付者と交渉を行うこと等を可能にすることで当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を防止することを目的としています。

本対応策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、前述の基本方針に沿うものと当社取締役会は判断しております。

備考：本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年6月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,405	流動負債	13,912
現金及び預金	2,481	支払手形及び買掛金	6,586
受取手形	1,538	短期借入金	4,281
売掛金	7,511	リース債務	78
契約資産	1,310	未払法人税等	382
電子記録債権	1,637	賞与引当金	686
商品及び製品	3,210	その他の	1,896
仕掛品	5	固定負債	7,758
原材料及び貯蔵品	315	社債	110
その他の	431	長期借入金	4,788
貸倒引当金	△35	リース債務	164
固定資産	15,552	繰延税金負債	29
有形固定資産	12,329	再評価に係る繰延税金負債	381
建物及び構築物	3,370	退職給付に係る負債	1,736
機械装置及び運搬具	1,747	役員退職慰労引当金	290
土地	6,780	環境対策引当金	105
リース資産	202	資産除去債務	62
建設仮勘定	12	その他の	90
その他の	216	負債合計	21,671
無形固定資産	347	(純資産の部)	
のれん	104	株主資本	11,444
その他の	243	資本金	1,264
投資その他の資産	2,875	資本剰余金	0
投資有価証券	742	利益剰余金	10,275
繰延税金資産	944	自己株式	△95
その他の	1,783	その他の包括利益累計額	503
貸倒引当金	△594	その他有価証券評価差額金	180
資産合計	33,958	土地再評価差額金	101
		為替換算調整勘定	252
		退職給付に係る調整累計額	△31
		非支配株主持分	339
		純資産合計	12,286
		負債純資産合計	33,958

連 結 損 益 計 算 書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位:百万円)

科 目		金 額
売 売	上 原 価 値	63,367
売 売	上 総 利 益	52,781
販 売 費 及 び 営 営	上 一 般 管 理 費 益	10,585
販 売 費 及 び 営 営	業 利 益	9,496
受 取 受 取	外 収 益	1,088
為 仕 動 不 倒 そ	業 外 費 用	435
為 仕 動 不 倒 そ	支 払 利 息	69
持 分 法 に よ る 売 上 の	法 に よ る 投 資 損 益	57
持 分 法 に よ る 売 上 の	利 割	35
特 別 別 別	利 益 損 失	206
特 別 別 別	常 常 利 益	1,317
固 定 資 産 取 取	資 産 売 上 の	57
投 資 有 価 証 券 評 価 取 保	資 産 売 上 の	7
受 取 保 険	却 入 金	17
特 別 別 別	資 産 売 上 の	31
固 定 資 産 倒 引	資 産 売 上 の	220
固 定 資 産 倒 引	資 産 売 上 の	178
固 定 資 産 倒 引	資 産 売 上 の	12
固 定 資 産 倒 引	資 産 売 上 の	13
災 害 に よ る 貸 倒 引	資 産 売 上 の	14
税 金 等 調 整	資 産 売 上 の	220
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 法 人 税 等 調 整	資 産 売 上 の	1,153
当 期 純 利 益	資 産 売 上 の	700
当 期 純 利 益	資 産 売 上 の	△159
当 期 純 利 益	資 産 売 上 の	540
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	資 産 売 上 の	613
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	資 産 売 上 の	△8
		621

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,264	—	9,762	△95	10,931
会計方針の変更による累積的影響額			△25		△25
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	1,264	—	9,737	△95	10,906
連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△84		△84
親会社株主に帰属する当期純利益			621		621
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分	0			0	0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
連結会計年度変動額合計	—	0	537	0	538
当連結会計年度末残高	1,264	0	10,275	△95	11,444

	その他の包括利益累計額					非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	176	101	174	△43	409	321	11,661
会計方針の変更による累積的影響額						△0	△25
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	176	101	174	△43	409	321	11,636
連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△84
親会社株主に帰属する当期純利益							621
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	3	—	78	12	93	18	112
連結会計年度変動額合計	3	—	78	12	93	18	650
当連結会計年度末残高	180	101	252	△31	503	339	12,286

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

10社
昭和電機産業株式会社
直江津臨港生コン株式会社
オギワラ精機株式会社
株式会社アグリトライ
信州電機産業株式会社
株式会社ナガトク
株式会社セイブ
株式会社スマイルハウス
岐阜電材株式会社
溜博高見澤混擬土有限公司

・連結範囲の変更

当連結会計年度から岐阜電材株式会社は株式取得により子会社となつたため、2022年6月20日をみなし取得日として連結の範囲に含めております。

また、上燃株式会社につきましては、2021年7月1日付で株式会社高見澤と合併したため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・関連会社の数 1社
- ・関連会社の名称 山東建澤混擬土有限公司

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・関連会社の名称 テレビ北信ケーブルビジョン株式会社
- ・持分法を適用しない理由

テレビ北信ケーブルビジョン株式会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

③ 持分法適用会社である山東建澤混擬土有限公司の決算日は12月31日であります。3月31日を仮決算日とした決算を行い持分法を適用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引に関しては連結決算上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、昭和電機産業株式会社及び信州電機産業株式会社並びに岐阜電材株式会社の決算日は6月20日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。在外連結子会社であ

る溜博高見澤混凝土有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たって3月31日を仮決算日とした決算を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引に関しては連結決算上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- | | |
|------------------|--|
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

ロ. 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社の1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 5年～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社において、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、在外連結子会社は、個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社4社（昭和電機産業株式会社、信州電機産業株式会社、オギワラ精機株式会社及び株式会社アグリトライ）は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

二. 環境対策引当金

環境対策処理に関する支出に備えるため、当連結会計年度末において、合理的に見積ることができる額を計上しております。

ホ. 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、発生する工事原価の見積額が受注額を超過することが確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 商品及び製品の販売

建設関連事業においては、生コンクリート、セメント、特殊混和剤、土木資材及び鉄鋼製品等の建設資材の販売、また生コンクリート、コンクリート二次製品の製造販売を行っております。電設資材事業においては、主に電気工事業者及び工場関連向けに、電設資材、産業機器、空調システム等の販売を行っております。カーライフ関連事業においては、石油製品、新車・中古車の自動車の販売を行っております。住宅・生活関連事業においては、青果物、ギフト、信州特産品の販売、また、なめ茸、きのこ用培地、宅配水、チーズ加工製品の製造販売を行っております。これらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点を履行義務の充足時点と判断しているものの、そのすべてが国内の販売に該当し、出荷時から顧客への引渡しが完了するまでの期間が通常の期間であると考えられるため、商品及び製品の出荷時点で収益を認識しております。

主に建設関連事業において、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価から商品等の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

また、電設資材事業においては、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割り戻し等を控除した金額で測定しております。

ロ. 工事契約

建設関連事業においては、土木建築の請負、建築工事を行っております。電設資材事業においては、電気機械設備工事を行っております。住

宅・生活関連事業においては、主に建売住宅等の施工管理を行っております。長期の請負工事契約については、履行義務が充足される一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することができる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づいて計上しております。なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

建設関連事業及び住宅・生活関連事業の直送取引に係る収益に関して、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 第三者のために回収する額に係る収益認識

カーライフ関連事業における軽油の販売に関して、従来は、軽油引取税を取引価格に含めて収益として認識しておりましたが、軽油引取税の納税義務者は当社の顧客であり、当社が第三者のために回収しているものと認められることから、取引価格から軽油引取税相当額を控除した額で収益を認識する方法に変更しております。

(3) 工事契約に係る収益認識

建設関連事業、電設資材事業及び住宅・生活関連事業における工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、それ以外の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、全ての工事について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することができる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。

(4) 変動対価の見積りに係る収益認識

主に電設資材事業の収益は、取引価格から値引き、リベート等を控除した金額で算定しております。また、商品の販売にあたっては、顧客から返品が発生することが想定されます。取引価格の算定に際し、過年度の実績等を基礎として算出した売上総利益相当額及び返品された商品の原価相当額をあわせて控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を追溯及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年

度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」、「契約資産」及び「電子記録債権」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っております。

この結果、当連結会計年度の売上高は3,774百万円減少し、売上原価は3,747百万円減少し、販売費及び一般管理費は30百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は25百万円減少しております。

(時価算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損処理

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

土地 647百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「令和元年東日本台風」により浸水の被害を受けた地域の地価が大きく下落しております。

当社グループは、事業所・営業所等毎に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位にてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、一部の資産グループについて市場価格の著しい下落により減損の兆候を識別しましたが、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は不要と判断しました。

また、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に関して割引前キャッシュ・フローの基となる事業計画に重要な影響はありませんでしたが、収束時期は依然不透明な状況が続いております。現時点では当連結会計年度と同様に重要な影響はないと仮定し、会計上の見積りを行っております。

翌連結会計年度以降について、事業計画や市場環境の変化によりその見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、または、地価の下落が続いた場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

(2) 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 944百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に関して繰延税金資産の回収可能性に重要な影響はありませんでしたが、収束時期は依然不透明な状況が続いております。現時点では当連結会計年度と同様に重要な影響はないと仮定し、会計上の見積りを行っております。

翌連結会計年度以降についての繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	333百万円
建物及び構築物	2,201百万円
土地	4,838百万円
計	7,372百万円

② 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	88百万円
短期借入金	3,879百万円
長期借入金	4,450百万円
計	8,419百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

12,645百万円

(3) 保証債務

信州生コン株式会社	銀行借入金	155百万円
住宅ローン利用顧客		86百万円
計		241百万円

(注) 1. 信州生コン株式会社への債務保証は株主9社の連帯保証であります。

2. 住宅ローン利用顧客の債務保証は、金融機関等からの借入に対する抵当権設定登記完了までの連帯保証であります。

(4) 受取手形割引高

受取手形裏書譲渡高	1,054百万円
電子記録債権割引高	40百万円
電子記録債権譲渡高	245百万円

(5) 事業用土地の再評価の方法

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号によるところの地価税計算のために公表された価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価差額のうち税効果相当額を負債の部の固定負債に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日 2000年6月30日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △1,858百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,758,400株	－株	－株	1,758,400株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	77,539株	35株	80株	77,494株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加35株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少80株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年9月28日 定時株主総会	普通株式	84百万円	50円	2021年6月30日	2021年9月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年9月29日 定時株主総会	普通株式	42百万円	25円	2022年6月30日	2022年9月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、製造販売等に係る業務を遂行するために必要な設備投資のための資金及び短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。必要な権限については、職務権限規定にて制定されております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、得意先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6か月以内の短期債務でありますが、決済時の流動性リスクについても留意が必要であります。

借入金は、設備投資のための資金と短期的な運転資金の調達を目的としたもので、長期借入金は、返済期間を5~30年に設定の上、調達しております。金利は主に市場金利をベースとした変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に対するリスク管理体制

イ. 信用リスクについて

当社では、本社内に与信管理委員会を設け、販売システムより出力される各種帳票に基づき、各得意先からの回収状況を継続的にモニタリングする体制となっており、各得意先に対する与信限度の設定に係る権限を有しております。また、回収が長期化する事態が発生した場合には、各部門責任者へ伝達しており、相互に牽制し、リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスクについて

長期借入金の金利リスクについても経理部が所管し、金利動向をフォローするとともに、金利上昇リスク軽減のための金利スワップの実行について検討しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）について

経理部では、各部門からの報告に基づき、月次で資金繰計画を作成し、管理する体制としており、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について次とおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券	420	420	—
資産計	420	420	—
社債（1年内償還予定の社債を含む）	120	122	2
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	6,714	6,722	7
負債計	6,834	6,844	9

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。「リース債務」については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	322百万円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	420	—	—	420
資産計	420	—	—	420

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	122	—	122
長期借入金	—	6,722	—	6,722
負債計	—	6,844	—	6,844

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	建設関連	電設資材	カーライフ関連	住宅・生活関連	
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	8,192	30,908	16,182	5,604	60,888
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	488	622	—	1,123	2,233
顧客との契約から生じる収益	8,681	31,531	16,182	6,727	63,122
その他の収益	—	—	—	244	244
外部顧客への売上高	8,681	31,531	16,182	6,971	63,367

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	9,673百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	10,687
契約資産（期首残高）	1,738
契約資産（期末残高）	1,310
契約負債（期首残高）	407
契約負債（期末残高）	475

契約資産は、主に工事請負契約等について、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に基づいて認識した収益に係る未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で

顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該工事契約に関する対価は、工事の完成・引渡時に請求し、契約書に基づいた支払期日に受領しています。

契約負債は、主に工事請負契約等に基づき顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初の予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	7,107円72銭
(2) 1株当たり当期純利益	370円04銭

10. 企業結合に関する注記

連結子会社の吸収合併

当社は、2021年4月5日開催の取締役会において、当社の100%連結子会社である上燃株式会社を2021年7月1日を効力発生日として吸収合併することを決議し、2021年7月1日付で吸収合併しております。

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及び事業内容

被結合企業

名称：上燃株式会社

事業内容：石油製品販売、自動車買取・販売・関連用品販売、自動車整備業、損害保険代理業他

② 企業結合日

2021年7月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社高見澤を存続会社、上燃株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

④ 結合後企業の名称

株式会社高見澤

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、石油製品の販売・車両販売及び整備事業を展開しているカラーライフ関連事業において、事業環境の変化のスピードに対応し、さらに競争力を高めることを目的として、2018年4月に上燃株式会社を完全子会社化いたしました。

このたび、一層の相乗効果拡大と業務効率化の観点から、上燃株式会社を当社に吸収合併し、一体運営をさらに強化することが最適と判断いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

11. 追加情報に関する注記

(連結納税制度から単体納税制度への移行に係る税効果会計の適用)

当連結会計年度において、所轄税務署長に対し「グループ通算制度へ移行しない旨の届出書」を提出したことから、一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度から単体納税制度へ移行することとなります。したがって、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)第33項の取扱いにより、当連結会計年度から、翌連結会計年度より単体納税制度を適用するものとして税効果会計を適用しております。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,635	流 動 負 債	6,492
現 金 及 び 預 金	698	支 払 手 形	1,270
受 取 手 形	449	買 掛 金	1,410
売 掛 金	2,360	電 子 記 録 債 務	52
契 約 資 産	25	短 期 借 入 金	600
電 子 記 録 債 權	374	1年内返済予定の長期借入金	1,727
商 品 及 び 製 品	1,280	リ 一 ス 債 務	35
仕 掛 品	3	未 払 金	433
原 材 料 及 び 貯 藏 品	177	未 払 費 用	194
前 払 費 用	49	未 払 法 人 税	100
未 収 入 金	197	契 約 負 金	46
そ の 他	19	預 前 受 収 金	57
貸 倒 引 当 金	△1	賞 与 引 当 金	6
固 定 資 産	12,813	そ の 他	401
有 形 固 定 資 産	8,021	固 定 負 債	156
建 物	1,265	長 期 借 入 金	5,055
構 築 物	229	リ 一 ス 債 務	3,201
機 械 及 び 装 置	1,008	再評価に係る繰延税金負債	48
車両 運 搬 具	446	退職給付引当金	381
工具、器具及び備品	169	役員退職慰労引当金	1,000
土 地	4,819	環 境 対 策 引 当 金	191
リ 一 ス 資 産	71	資 産 除 去 債 務	105
建 設 仮 勘 定	10	そ の 他	37
無 形 固 定 資 産	200	負 債 合 計	89
借 地 権	138	(純 資 産 の 部)	11,547
ソ フ ト ウ エ ア	33	株 主 資 本	6,685
そ の 他	28	資 本 金	1,264
投 資 そ の 他 の 資 産	4,591	資 本 剰 余 金	0
投 資 有 価 証 券	565	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
関 係 会 社 株 式	2,652	利 益 剰 余 金	5,516
関 係 会 社 出 資 金	441	利 益 準 備 金	56
長 期 貸 付 金	101	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,459
繰 延 税 金 資 産	525	繰 越 利 益 剰 余 金	5,459
そ の 他	697	自 己 株 式	△95
貸 倒 引 当 金	△391	評 価 ・ 換 算 差 額 等	216
資 産 合 計	18,449	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	114
		土 地 再 評 価 差 額 金	101
		純 資 産 合 計	6,901
		負 債 純 資 産 合 計	18,449

損益計算書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	28,410
売 上 原 価	22,935
売 上 総 利 益	5,475
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,226
當 業 利 益	248
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	2
受 取 配 当 金	220
不 動 産 貸 貸 料	26
為 替 差 益	30
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	57
經 常 指 導 料	23
そ の 他	73
當 業 外 費 用	435
支 払 利 息	
そ の 他	38
當 業 利 益	58
經 常 利 益	625
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	6
投 資 有 価 証 券 評 価 損 戻 入 益	17
受 取 保 險 金	31
特 別 損 失	56
固 定 資 産 除 却 損	11
固 定 資 産 圧 縮 損	13
災 害 に よ る 損 失	15
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	46
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	178
税 引 前 当 期 純 利 益	265
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	232
法 人 税 等 調 整 額	△77
当 期 純 利 益	155
	260

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計		
	資本金	資本剩余金		利益剩余金			その他利益 利益剰余金 繰越利益 剰余金				
		その他資本 本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計					
当期首残高	1,264	—	—	47	5,291	5,339	△95	6,508			
当期変動額											
剰余金の配当				8	△92	△84			△84		
当期純利益					260	260			260		
自己株式の取得							△0		△0		
自己株式の処分		0	0				0		0		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	0	0	8	168	176	0	176			
当期末残高	1,264	0	0	56	5,459	5,516	△95	6,685			

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等	合計	
当期首残高	107	101	208		6,716
当期変動額					
剰余金の配当					△84
当期純利益					260
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	7	—	7		7
当期変動額合計	7	—	7		184
当期末残高	114	101	216		6,901

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | | |
|-------------------|------------------|--|
| ① 有価証券の評価基準及び評価方法 | 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| | ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

② 備卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 20年～50年

機械及び装置 9年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、発生の翌期から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による当事業年度末要支給額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

環境対策処理に関する支出に備えるため、当事業年度末において、合理的に見積もることができる額を計上しております。

⑥ 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、発生する工事原価の見積額が受注額を超過することが確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 商品及び製品の販売

建設関連事業においては、生コンクリート、セメント、特殊混和剤、土木資材及び鉄鋼製品等の建設資材の販売、また生コンクリート、コンクリート二次製品の製造販売を行っております。カーライフ関連事業においては、石油製品、新車・中古車の自動車の販売を行っております。住宅・生活関連事業においては、青果物、ギフト、信州特産品の販売、また、なめ茸、きのこ用培地、宅配水、チーズ加工製品の製造販売を行っております。これらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点を履行義務の充足時点と判断しているものの、そのすべてが国内の販売に該当し、出荷時から顧客への引渡しが完了するまでの期間が通常の期間であると考えられるため、商品及び製品の出荷時点で収益を認識しております。

主に建設関連事業において、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価から商品等の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

② 工事契約

建設関連事業においては、土木建築の請負、建築工事を行っております。長期の請負工事契約については、履行義務が充足される一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することができない場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

建設関連事業及び住宅・生活関連事業の直送取引に係る収益に関して、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 第三者のために回収する額に係る収益認識

カーライフ関連事業における軽油の販売に関して、従来は、軽油引取税を取引価格に含めて収益として認識しておりましたが、軽油引取税の納税義務者は当社の顧客であり、当社が第三者のために回収しているものと認められることから、取引価格から軽油引取税相当額を控除した額で収益を認識する方法に変更しております。

(3) 工事契約に係る収益認識

建設関連事業における工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、それ以外の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、全ての工事について履行義務を充足するについて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期間の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当事業年度の売上高は3,052百万円減少し、売上原価は3,022百万円減少し、販売費及び一般管理費は30百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損処理

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

土地 647百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に記載したとおりです。

(2) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 525百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に記載したとおりです。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	323百万円
建物	667百万円
土地	3,163百万円
計	4,153百万円

② 担保に係る債務

支払手形	5百万円
買掛金	82百万円
短期借入金	600百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,539百万円
長期借入金	2,919百万円
計	5,147百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

10,280百万円

(3) 保証債務

信州生コン株式会社	銀行借入金	155百万円
オギワラ精機株式会社	銀行借入金	80百万円
	割引手形	9百万円
	計	244百万円

(注) 信州生コン株式会社への債務保証は株主9社の連帯保証であります。

(4) 受取手形裏書譲渡高	26百万円
電子記録債権割引高	40百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	202百万円
② 長期金銭債権	90百万円
③ 短期金銭債務	3百万円
④ 長期金銭債務	1百万円

(6) 事業用土地の再評価の方法

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号によるところの地価税計算のために公表された価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価差額のうち税効果相当額を負債の部の固定負債に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日 2000年6月30日

再評価を行った土地の期末における△1,858百万円
時価と再評価後の帳簿価額との差額

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	238百万円
	仕入高	20百万円
	営業取引以外の取引高	296百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	77,539株	35株	80株	77,494株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加35株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。
2. 普通預金の自己株式の株式数の減少80株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	119百万円
棚卸資産評価損	6百万円
投資有価証券評価損	7百万円
退職給付引当金	304百万円
役員退職慰労引当金	58百万円
環境対策引当金	32百万円
賞与引当金	122百万円
減価償却超過額	48百万円
減損損失	92百万円
災害による損失	13百万円
土地再評価に係る繰延税金資産	232百万円
その他	57百万円
繰延税金資産小計	1,097百万円
評価性引当額	△549百万円
繰延税金資産合計	547百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△22百万円
土地再評価に係る繰延税金負債	△381百万円
繰延税金負債合計	△404百万円
繰延税金資産の純額	143百万円

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,105円84銭
(2) 1株当たり当期純利益	155円20銭

10. 企業結合に関する注記

「連結注記表 10. 企業結合に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 高見澤
取締役会 御中

2022年8月17日

ながの公認会計士共同事務所
長野県長野市

公認会計士 宮坂直慶
公認会計士 輿石直人

監査意見

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高見澤の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高見澤及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的の懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 高見澤
取締役会 御中

2022年8月17日

ながの公認会計士共同事務所
長野県長野市

公認会計士 宮坂直慶

公認会計士 輿石直人

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高見澤の2021年7月1日から2022年6月30日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ながの公認会計士共同事務所の公認会計士宮坂直慶氏及び公認会計士輿石直人氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ながの公認会計士共同事務所の公認会計士宮坂直慶氏及び公認会計士輿石直人氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月18日

株式会社高見澤 監査役会

常勤監査役	大 井 文 成	印
社外監査役	鶴 澤 裕	印
社外監査役	金 子 肇	印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第72期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円
総額 42,022,650円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当会社は、株主総会の招集に</u> <u>関し、株主総会参考書類、事</u> <u>業報告、計算書類および連結</u> <u>計算書類に記載または表示を</u> <u>すべき事項に係る情報を、法</u> <u>務省令に定めるところに従い</u> <u>インターネットを利用する方</u> <u>法で開示することにより、株</u> <u>主に対して提供したものとみ</u> <u>なすことができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(実施) 第51条 この定款は、平成29年9月26日から実施する。 (新 設)	<p>(実施)</p> <p>第51条 この定款は、2022年9月29日から実施する。</p> <p>第52条 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 会計監査人2名選任の件

当社の会計監査人である宮坂直慶及び輿石直人の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。
会計監査人候補者は、次のとおりであります。

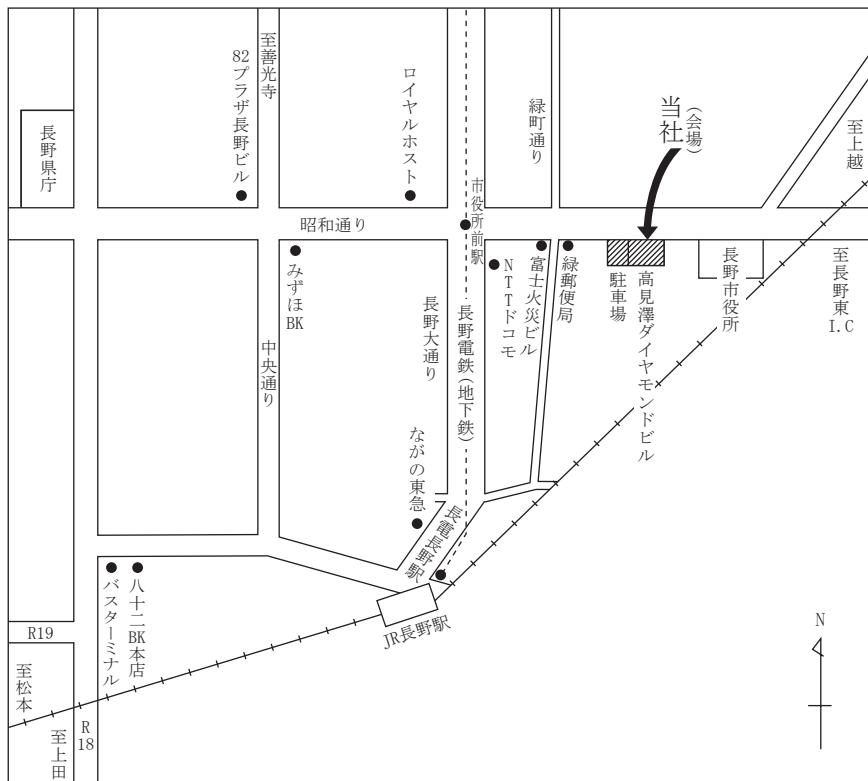
候補者番号	氏名 (生年月日)	事務所の所在地	略歴	
1	みや さか なお よし 宮 坂 直 慶 (1969年1月7日)	長野県長野市大字鶴賀 宇苗間平1605番地14 高見澤ダイヤモンドビル4階 ながの公認会計士共同 事務所	2000年4月 2008年7月	公認会計士登録 ながの公認会計 士共同事務所構 成員加入(現在に 至る)
2	やま もと ひろ き 山 本 弘 樹 (1979年6月2日)	長野県長野市大字鶴賀 宇苗間平1605番地14 高見澤ダイヤモンドビル4階 ながの公認会計士共同 事務所	2015年1月 2015年1月 2015年7月	公認会計士登録 山本弘樹公認会 計士事務所開設 ながの公認会計 士共同事務所構 成員加入(現在に 至る)

(注) 監査役会が宮坂直慶及び山本弘樹の両氏を会計監査人の候補者とした理由は、独立性をはじめ職業的専門家としての適格性及び監査活動の適切性、妥当性から、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

以上

第72期定時株主総会会場ご案内図

会場 長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14（長野市緑町）
高見澤ダイヤモンドビル 5階会議室
TEL. 026-228-0111



- 交通機関
- ・JR、長野駅善光寺口下車 徒歩約15分
 - ・長野電鉄、市役所前駅下車 徒歩約3分
 - ・お車ご利用の方

長野市役所隣り（2つ目のビル）当社駐車場をご利用ください。